

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 23 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01289

研究課題名（和文）政治部門の憲法解釈による事実上の憲法改正とその限界に関する研究

研究課題名（英文）A Study on de facto Constitutional Amendments through the Interpretation of the Constitutional Law by Political Branches and its Limitations

研究代表者

手塚 崇聡 (Teaukz, Takatoshi)

千葉大学・大学院社会科学研究院・教授

研究者番号：30582621

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、政治部門による非公式な（事実上の）憲法改正を解明し、その司法審査のあり方について分析することを目的とした。憲法改正手続は厳格であることが多く、政治部門は正式な憲法改正ではなく、憲法構築を通じて憲法価値を実現することがある。このような非公式な憲法改正は社会の変化に対応しやすいといえるが、調査の結果、日本、アメリカ、カナダにおいて実際にそれが行われていることが明らかとなった。また一部には強引な手法による憲法改正が行われた例もあり、政治部門がこの手法を濫用すれば、憲法体制が崩壊する恐れがあることから、司法は恣意的かつ過剰な事実上の憲法改正については合憲性を審査すべきであることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来日本では、政治部門による事実上の憲法改正に関しては、その意義が不明確であり、また憲法変遷の問題として議論され、無限界に容認する可能性があった。また日本の議論では、特定の条文に関わる極めて限定された内容で行われている状況が少なからずあった。本研究による成果は、こうした議論状況に対して、まず政治部門による事実上の憲法改正について、特定の条項だけではなく、広く動態的に憲法秩序や、憲法の基本構造として捉えることが可能であること、そしてそれらが、事実上の憲法改正の限界を画定するための分析視角となることを示すことができた点にある。

研究成果の概要（英文）：This project aims to figure out an informal constitutional revision made by the political branches and analyzes judicial review about the constitutionality of it. The political branches have sometimes attempted to implement constitutional values through the constitutional construction without the formal constitutional revision because of the rigid procedure. This informal constitutional revision, de facto constitutional revision, makes it easy to respond social change comparing the formal constitutional revision. Researching Japan, United States and Canada, each country have experienced de facto constitutional revision. Some revisions were practiced with a forceful way. Given the political branches abuses this pathway, it potentially collapses the constitutional regime. The judiciary should review the constitutionality of excessive and arbitrary de facto constitutional revision if it is dubious case beyond the permissible boundary.

研究分野：憲法学

キーワード：公法学 憲法学 カナダ憲法 アメリカ憲法 生ける樹理論

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初の問題をめぐる社会的状況

近年、政府による憲法改正の議論や、憲法解釈の変更を行う議論などが物議を醸した。例えば2014年7月1日の閣議決定(「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」)により、政府は憲法解釈の変更を行い、集団的自衛権行使の限定的な容認が行われた。そして、政府によるこうした対応については、内閣法制局長官経験者や元最高裁長官、さらには多くの憲法学者が違憲と評価し、さらに、こうした政治部門による事実上の憲法改正については、その妥当性や限界点に関わる議論を含めて、国民の注目を集めた。

そもそも時代の変化に憲法がどのように対応するべきかを考える場合に、一方では、過去に制定された憲法典そのものを変える憲法改正という選択肢と、日本における状況のように、政治部門による事実上の憲法改正といった選択肢がありうる。しかし他方で、こうした選択肢をとらず、先に立法・行政・司法の三権が現実の問題に対応してから、その内容を確定する形で憲法典が改正されることもある。また、ここでいう事実上の憲法改正には、時代に応じた対応を実現しうる可能性があるが、憲法典を改正する選択肢には、その限界の問題などのように、その改正のハードルが高いといった議論もなされている。日本のように、実際には三権の憲法解釈によって憲法が運用されている現実を踏まえると、憲法改正よりも事実上の憲法改正の方が、時代に応じた憲法を迅速に実現できる可能性がある。

(2) 本研究の問題意識

しかし、憲法典の改正という選択肢ではなく、事実上の憲法改正という選択肢がとられた場合には、どこまでそれが許容されるかという問題がある。この点について、これまで政治部門による事実上の憲法改正の問題は、主に憲法変遷の問題として議論されてきたが、この議論に従えば、政治部門による事実上の憲法改正を無限界に容認してしまう可能性がある。そこで、そもそも政治部門も司法と同様に憲法解釈を行うことができることを前提とすれば、そうした解釈に対して司法的統制を考えることができ、憲法変遷としての動態の把握ではなく、憲法解釈の限界の問題として把握することができるはずである。そこで、政治部門による事実上の憲法改正については、憲法変遷として捉えるのではなく、政治部門による憲法解釈の枠内で捉え、そうした解釈の限界点を明らかにすることに意義があると考えに至った。

2. 研究の目的

(1) 本研究の主たる目的

本研究は、こうした日本における事実上の憲法改正という動向とその問題をめぐる国民的関心の高揚を踏まえ、時代の変化に憲法がどのように対応するべきかを考える場合に、政治部門による事実上の憲法改正の問題を検討するものである。すなわち、本研究は、時代に応じた憲法の変容について、事実上の憲法改正に焦点を当てて、その是非を検討するものである。ただし、このことを検討するためには、まずは事実上の憲法改正の意義と問題を明らかにする必要がある。具体的には、日本における近時の憲法状況を踏まえつつ、事実上の憲法改正の問題を憲法変遷ではなく、政治部門による憲法解釈であると捉えた上で、その司法的統制の可能性を検討することによって、事実上の憲法改正の限界を検討することとした。

(2) 具体的な到達目標

そこで、本研究の目的を達成するために、より掘り下げて、時代に応じた「政治部門による事実上の憲法改正の意義」と、「その司法的統制の可能性」をそれぞれ明らかにすることを具体的な到達目標として設定した。まず時代に応じた「政治部門による事実上の憲法改正の意義」については、先例としての蓄積がある英米諸国における実践を踏まえつつ、各国の特徴と意義および問題点を明らかにすることを目標として設定した。そしてその上で、「その司法的統制の可能性」を検討する点については、さらに、A.従来の「憲法変遷論」との違い、B.政治部門による事実上の憲法改正の「司法的統制の可能性」を明らかにすることを到達目標に設定した。

ただし、時代の変化に対して事実上の憲法改正ではその対応が不十分であり、憲法典の改正がなされたような各国事情などがあれば、そうした事例を前提として踏まえる必要がある。そのため、事実上の憲法改正では対応できないために憲法典の改正がなされた場合も検討することとした。また、時代状況の変化によって憲法解釈を行う際に、政治部門によりその変化は特定されうるが、そもそもその変化が具体的に何を意味するかが明らかではない。そのためこれらの研究過程において、時代の変化、日本を取り巻く状況の変化といったことが、具体的に何を意味するのかといった点についても、明らかにすることとした。

3. 研究の方法

(1) 本研究の検討対象

本研究は、以上の点を踏まえて、事実上の憲法改正という選択肢がとられた場合に、どこまでそれが許容されるかという問題を検討するために、時代に応じた「政治部門による事実上の憲法改正の意義」と、「その司法的統制の可能性」をそれぞれ明らかにすることを具体的な到達

目標として設定した。そして、これらの検討を行う具体的な方法として比較法研究を行い、日本における近時の議論への示唆を得ることとした。特に本研究は、これまで本格的に研究がなされていないカナダ憲法の改正を基軸としながら検討するものである。カナダは、国際的な人権保障概念を導入しつつ 1982 年に憲法改正を行ったものの、その後は主に憲法解釈を行うことで、時代の変化に対応してきた(「生ける樹」理論)。こうした時代の変化を積極的に吸収しようとする憲法的対応は、わが国の近年の司法においてもみられるところであるが、政治部門による事実上の憲法改正といった状況についても、多くの示唆を提供するものである。そこで、英米諸国による実践を踏まえることにより、これまでの研究にはない、時代に応じた動的な憲法改正の意義とそのあり方を検討することとした。

(2) 具体的な方法

まず 時代に応じた「政治部門による事実上の憲法改正の意義」については、英米諸国における実践を踏まえながら、各国の特徴と意義および問題点を明らかにすることとした。特にカナダ、アメリカにおいて、政治部門における事実上の憲法改正の実態と議論、さらにはその問題などについて、学説を踏まえつつ、実践状況の問題を明らかにすることとした。また、事実上の憲法改正との対比を行うために、時代の変化に対応するためになされた憲法典の改正状況も調査することとした。また の研究を踏まえながら、時代に応じた政治部門による事実上の憲法改正について、その限界点、つまり、「その司法的統制の可能性」についての検討を行うこととした。特にその過程では、前述のように、A.従来の「憲法変遷論」との違い、B.政治部門による事実上の憲法改正の「司法的統制の可能性」を明らかにすることとした。そしてこれらの検討を踏まえながら、最終的には、英米諸国における時代に対応する事実上の憲法改正動向を整理し、日本の状況を踏まえつつ、具体的な示唆の提供を行うこととした。

4. 研究成果

本研究は、以上のとおり、時代に応じた「政治部門による事実上の憲法改正の意義」と、「その司法的統制の可能性」に関する検討を行ったが、それぞれ下記のような成果を挙げる事ができた。

(1) 政治部門による事実上の憲法改正

本研究では、政治部門による事実上の憲法改正について、特にアメリカおよびカナダにおける実践および学説上の取り扱いについて検討を行い、下記に示すような状況を分析することができた。

まずアメリカにおいては、憲法修正手続を乗り越えるにはそのハードルが高く、発議については連邦議会の各院の 3 分の 2 の発議または 3 分の 2 の州議会の要求に基づく連邦議会による憲法会議の発議が必要で、4 分の 3 の州議会の承認または 4 分の 3 の州における憲法会議の承認が必要である。しかし、社会の変化に合わせて憲法修正を行う必要が生じた場合に、正式な憲法修正手続を経ようとする、いつまで経っても修正が実現せず、憲法条文の意味内容が現実と乖離してしまったり、新しく必要な条文が追加されないままになってしまったりするおそれがある。そこでアメリカでは、正式な憲法修正手続を経ないまま、政治部門の行為が事実上の憲法修正となるケースがいくつかある。そして本研究では、こうした事実上の憲法改正に関しては、憲法変動、憲法的ハードボール、憲法解釈の 3 つの観点から分析することができることを明らかにした。すなわち、憲法変動はダイナミックな観点から憲法秩序を捉えるもので、政治部門の事実上の憲法改正を認めうるアプローチではあるが、他権や人民の行動が鍵を握っていること、憲法的ハードボールは違憲の行為に至らない政治部門の活動を指すため、政治部門の事実上の憲法改正のみならず、それに至らない憲法秩序の姿を広く捉えることができること、そして憲法解釈についてはその最終的権威をめぐってディパートメンタリズムと司法優越主義が対立しており、前者の方が政治部門の事実上の憲法改正に親和的ではあるものの、実体としては必ずしもその実践は容易ではなく、また司法優越主義をとった場合でも政治部門の事実上の憲法改正を認めてしまう余地があること、である。こうしたアメリカの議論については、広い観点から動的に憲法秩序を捉えつつ、各機関の行動を重視するという点に特徴があり、政治部門の事実上の憲法改正の可否を直接議論の対象にすることは少ないといえる。そのため、むしろどのような憲法秩序構想を抱くかという点を軸として考え、政治部門の事実上の憲法改正の問題はその一断面として位置付けることになるので、検討すべき射程の広さと奥深さを示唆するものである。

またカナダにおいても、アメリカと同様に憲法改正が困難であるといわれており、その理由の一つとして、改正手続の複雑性が指摘されている。カナダでは、1982 年憲法第 5 編(38 条から 49 条)にいくつかの憲法改正手続が規定されているが、その複雑性とも相まって、分類の仕方自体も一様ではない。こうした困難さゆえに、政治的アクターは非公式の憲法改正を試みることになると指摘されており、具体的には、従来、司法解釈、国内法、行政行為、黙示的の含意、慣習、そして廃止などによって非公式の憲法改正が行われてきたとされている。もっとも、司法解釈は裁判所によるものであり、政治部門による事実上の憲法改正にあたるのは、それ以外の非公式の憲法改正である。こうした非公式の憲法改正とは異なり、近年批判の対象となっているのは、「ステルス憲法改正」と呼ばれるものである。この議論は近年の政府主導の上院改革に関するものであり、正式な憲法改正手続を経ずに、新たな憲法構造に変更することを暗黙に政府が行うものである。その特徴として、正式な改正手続の

回避、意図的な民主的慣行の創出、民主主義の促進と棄損の両義性の3つがあるとされ、正式な憲法改正が困難であることを考慮して、政治的アクターがそれを無視し、非公式の手段によって改革目的を追求することによって実現される。しかし、ステルス憲法改正に内包される非公式性、不規則性、迂回性といった問題は、透明性、予測可能性、説明責任という法の支配の価値と矛盾するとして批判されている。

以上のようなアメリカ、カナダにおける議論を参考に、本研究では、特に両国において共通するのは、正式な憲法改正手続を経ない政治部門による事実上の憲法改正がなされていることを正面から受け止め、その統制のあり方に関わる議論が展開されていることを明らかにした。その一方で、両国を比較すると、アメリカの議論が三権の協働や人民の行動なども含めた議論を行っている点で、その射程の広さについては違いがみられることは確かである。特にカナダにおいては、後述するように、政治部門による事実上の憲法改正を司法がいかに統制できるかという側面に視点が向いている点で、アメリカと比較しても射程が限定されている。またステルス憲法改正の議論のように、特定の政治部門による事実上の憲法改正を問題視するものもある。これらの点を踏まえつつ、本研究における事実上の憲法改正の意義については、「政治部門が憲法の文言、構造、原理に反している疑いが強い憲法解釈や憲法実践を行った結果、正式な憲法改正手続を経ずに、事実上の憲法改正がなされたこと」を前提とするに至った。

(2) 政治部門による事実上の憲法改正の司法的統制

以上のような事実上の憲法改正について、本研究では、その司法的統制に関してもアメリカおよびカナダにおける議論を参考に、下記に示すような点を検討した。

まずアメリカにおける事実上の憲法改正については、前述したように、憲法変動、憲法的ハードボール、憲法解釈の3つの観点から分析することができるが、違憲か否か、憲法的ハードボールか否か、事実上の憲法改正か否かの問題は、結局のところ憲法解釈の問題に収斂されることを指摘した。特にこの憲法解釈の最終的権威をめぐる、アメリカではディパートメンタリズムと司法優越主義が対立しており、このディパートメンタリズムの立場をとった場合、政治部門はそれぞれ固有の憲法権限を有し、そこで憲法解釈が最終的権威となることから、それによって事実上の憲法改正に近い状態を創り上げることが可能となる。それは憲法的ハードボールだけでなく、司法が違憲とみなす行為すらも乗り越えることができる。ただし、司法は権利保障と権利救済を専門とすることから、少なくとも当該事件については政治部門の違憲な行為から当事者を救済することができる。また、政治部門間で憲法解釈が対立し、その専権領域をめぐる画定がうまく機能しない場合には両者の競合と協働が続くことになる。したがって、政治部門のうちの1つの機関が事実上の憲法改正を実践できる場面は、かなり限定されることを指摘した。もっとも、司法優越主義は司法の憲法解釈が最終的権威となることから、司法が政治部門の行為を違憲とすれば、その行為は効力を有しないこととなる結果、政治部門の事実上の憲法改正は司法によって止められる可能性がある。すなわち、ディパートメンタリズムの方が政治部門の事実上の憲法改正に親和的であるが、専権領域の画定をめぐる争いが生じうることを踏まえると、必ずしもその実践は容易ではなく、また司法優越主義の方が政治部門の事実上の憲法改正の範囲を狭めるといえるが、実際にはすべてが司法審査の対象になるわけではないことを踏まえると、政治部門による事実上の憲法改正の余地があることになることを明らかにした。

またカナダでは、特に前述したステルス憲法改正を含む事実上の憲法改正について、最高裁による明確な判断が示されている。すなわち、ステルス憲法改正を含む、政治部門による非公式の憲法改正が憲法の基本構造を根本的に変更する場合、それ自体は憲法の基本構造に反するために無効となるのではなく、正式な憲法改正手続に従って行うべきであるとした。言い換えれば、正式な憲法改正手続に従って行うのであれば憲法上許容されるため、正式であるにせよ、そうではないにせよ、憲法改正という概念には、憲法の基本構造の変更が含まれており、もしその一部でも変更を行うものであるとするならば、正式な憲法改正手続に従う必要がある、ということになる。カナダ最高裁における判断によれば、憲法の基本構造についてその基本的性質や役割を変更するような立法府や行政府の政策は憲法改正であり、正式な憲法改正手続が求められることになる。すなわち、ステルス憲法改正を含む、政治部門による非公式の憲法改正(事実上の憲法改正)には、憲法の基本構造に反する場合には正式な憲法改正によらなければならない、とする一定の限界を最高裁は示唆している。もっとも、憲法の基本構造を保護するような事実上の憲法改正は、非公式の憲法改正でよいともいえるため、カナダにおける政治部門による事実上の憲法改正に対する司法的統制としては、憲法の基本構造が重要な役割を担うことになることを明らかにした。

(3) 総括と日本への示唆

以上のような、アメリカ、カナダにおける「時代に応じた「政治部門による事実上の憲法改正の意義」と、「その司法的統制の可能性」に関する検討を踏まえて、日本の議論とのそれらを比較すると次のような点が明らかになる。まず日本では、政治部門による事実上の憲法改正をめぐる議論が、特定の条文に関わる極めて限定された内容で行われていることが明らかになる。そ

れは、アメリカ、カナダいずれの国においても、政治部門の事実上の憲法改正の可否のみを直接議論の対象にすることは少なく、アメリカでは広い観点から動態的に憲法秩序を捉えることが、そしてカナダではステルス憲法改正だけでなく、司法解釈も含めて憲法の基本構造から捉えることが示唆されていることと比較するとより明確になる。また日本においては、憲法解釈に関わる限界についての議論があまりなされている状況になく、事実上の憲法改正を議論する場合には、その限界をめぐる議論として、アメリカ、カナダを参考に、憲法秩序構想や憲法の基本構造の観点から議論されてしかるべきであるという示唆を得た。またさらに進んで、両国の議論を踏まえるとするならば、広く憲法秩序構想や憲法の基本構造などを踏まえた議論を行い、政治部門による事実上の憲法改正をその一内容として、その統制のあり方を検討していくことが必要であることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 大林啓吾	4. 巻 29号
2. 論文標題 彷徨う民主主義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 憲法理論叢書	6. 最初と最後の頁 109-122
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白水隆	4. 巻 82号
2. 論文標題 コメント：カナダ憲法の観点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 281-283
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 手塚崇聡 = 大林啓吾	4. 巻 42巻2号
2. 論文標題 政治部門の憲法解釈による事実上の憲法改正	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会科学研究	6. 最初と最後の頁 33-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大林啓吾	4. 巻 34
2. 論文標題 飽くなき贖罪を超えて：『平等権解釈の新展開』の楔	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 千葉大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大林啓吾	4. 巻 3469
2. 論文標題 魅惑の憲法理論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 図書新聞	6. 最初と最後の頁 3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 手塚崇聡	4. 巻 7
2. 論文標題 憲法訴訟と法律に基づく国際人権訴訟	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 131-140
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 手塚崇聡	4. 巻 31
2. 論文標題 比較憲法学における相互「参照」の意義 カナダにける一方的「開放型」の変容と「法的成熟」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較憲法学研究	6. 最初と最後の頁 123-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 白水隆
2. 発表標題 コメント：カナダ憲法の視点から 「憲法上の救済に関する米加比較」
3. 学会等名 比較法学会第84回総会 ミニ・シンポジウム E (ミニ・シンポジウム アメリカ憲法訴訟の司法制度的・訴訟手続的基礎) (オンライン)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大林啓吾
2. 発表標題 彷徨う民主主義
3. 学会等名 憲法理論研究会 春期研究総会「市民社会の現在と憲法」(オンライン)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 白水隆
2. 発表標題 1964年市民的権利と自由に関する連邦法第7篇は被傭者の性的指向またはジェンダー認識に基づく差別に適用されるか Bostock v. Clayton County, 140 S. Ct. 1731 (June 15, 2020)
3. 学会等名 合衆国最高裁判所判例研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 白水隆
2. 発表標題 Bostock v. Clayton Cty., 590 U.S. ___, 140 S. Ct. 1731 (2020) 公民権法と同性愛者等差別
3. 学会等名 関西アメリカ公法学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 白水隆
2. 発表標題 SAME-SEX MARRIAGE: COMPARISONS OF CANADA, U.S., AND JAPAN
3. 学会等名 Centre for Asian Legal Studies, Peter A. Allard School of Law, University of British Columbia (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Keigo Obayashi
2. 発表標題 Manipulating Constitutional History, Legislative History and Judicial History: Incremental Judicial Activism in Japanese Supreme Court
3. 学会等名 Conference: Constitutional History: Comparative Perspectives Uses of History in Constitutional Adjudication at Conference Chicago at University Center (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 白水隆
2. 発表標題 アメリカ・カナダの状況
3. 学会等名 国際シンポジウム「同性婚をめぐる司法と法学の展開」(北海道大学)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 穴戸 常寿、中野 雅紀、稲葉 実香、早瀬 勝明、白水 隆、佐々木 くみ、中島 宏、梶原 健佑、武田 芳樹、玉蟲 由樹、井上 亜紀、栗田 佳泰、大西 祥世、平良 小百合、大西 楠・テア	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 106
3. 書名 18歳から考える人権〔第2版〕	

1. 著者名 浅田 正彦、桐山 孝信、徳川 信治、西村 智朗、樋口 一彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 536
3. 書名 現代国際法の潮流1	

1. 著者名 白水 隆	4. 発行年 2020年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 264
3. 書名 平等権解釈の新展開	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大林 啓吾 (Keigo Obayashi) (70453694)	慶應義塾大学・法学部(三田)・教授 (32612)	
研究分担者	白水 隆 (Takashi Shirouzu) (70635036)	千葉大学・大学院社会科学研究院・准教授 (12501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------